

ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業実施要領

1 目的

県内のこども・若者の居場所（以下「居場所」という。）を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動（スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験等）の機会を提供する取組を支援することによって、非認知能力の伸長に寄与する体験活動への参加促進を図るとともに、こどもたちが地域定着やUターンを検討する基盤となる「こどもの頃からの地域への愛着」を育むことを目的とする。

2 事業の対象者

ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業補助金の交付対象者は、ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業補助金交付要綱別表第1（第4条関係）に掲げる要件に適合するとともに、次の各号に掲げる要件を全て満たす居場所を運営する法人又は団体とする。

- (1) 月1回以上の頻度で、定期的に居場所を提供していること。
- (2) 1年以上の居場所の運営実績があること。
- (3) 無料又は低額（実費相当額）で利用できる居場所を提供していること。

3 事業の要件

- (1) 居場所の通常の活動とは別に企画・実施される体験活動であること。
- (2) 居場所の通常の活動拠点とは異なる場所で実施される体験活動であること。
- (3) 補助対象期間内に、2回以上の体験活動を提供できること。
- (4) 県内で実施される体験活動であること。
- (5) 県内の地域資源を活用した体験活動であること。
- (6) 営利を目的とした事業ではないこと。
- (7) 各回5名以上のこどもの参加が見込まれること。
- (8) 参加者のうち、こどもが半数以上を占めていること。
- (9) 参加者1人当たりの経費が10,000円未満であること。
- (10) 補助事業終了後も継続的に活動を行うことができる事業計画を有している事業であること。

4 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 体験活動の実施に当たっては、十分な安全対策を講じること。
- (2) 体験活動において食品を扱う場合は、衛生管理を徹底すること。

- (3) 体験活動の内容によっては、傷害保険へ加入する等の必要な対策を講じること。
- (4) 体験活動の実施に当たっては、参加者へ費用負担を求めないこと。
- (5) 体験活動を継続的に実施できるよう、関係機関（企業や民間団体等）との連携を図ること。

5 体験活動の例

別表1のとおり。

6 補助対象経費の考え方

- (1) ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業補助金の補助対象経費と重複して国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 補助対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、団体等の運営に係る経常的な経費（居場所の運営経費を含む）は対象外とする。
特に、体験活動に係る補助対象経費と居場所の運営経費が混在しないよう、区分経理を徹底すること。
- (3) 主な補助対象経費及び対象外経費については、別表2のとおりとする。

附則

この実施要領は、令和8年3月16日から施行する。

県内の地域資源を活用した体験活動の例

分類	体験活動の例
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のプロスポーツチームが開催するスポーツ教室への参加 ・ マリンスポーツ体験（猪苗代湖でのSUP体験、カヌー体験等） ・ ウィンタースポーツ体験（スキー、そり滑り等）
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内窯元での陶芸体験 ・ だるまの絵付け体験 ・ 会津漆器の蒔絵体験 ・ 県内の交響楽団・合唱団が開催するコンサートの鑑賞 ・ 県内の自治体・団体が実施する外国文化・多文化交流事業への参加 ・ 郷土食の調理体験・そば打ち体験
自然体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内キャンプ場でのキャンプ ・ 県内の日本百名山の登山 ・ 県産農産物の収穫体験 ・ 星の村天文台での天体観測 ・ ツリークライミング体験
社会体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田植え・稲刈り体験 ・ 県産農産物の収穫体験 ・ 地元企業と連携した職業体験 ・ 県内NPO法人と連携したボランティア体験
文化的体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災・原子力災害伝承館の見学 ・ 県立博物館・美術館の見学 ・ ふくしま海洋科学館の見学 ・ 県内のプロスポーツチームのホームゲーム観戦

補助対象経費及び対象外経費について

節	細節	主な対象経費	対象外経費
報償費	-	○外部講師等への謝金	○補助事業者の構成員等への謝金 ○県の予算基準と比較して、高額であると認められる謝金 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
旅費	-	○交通費、宿泊費等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
需用費	消耗品費	○事業実施に必要なものであり、単価が1万円未満のもの	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	燃料費	○車両のガソリン代等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	食糧費	○参加者の食事代・飲料代 ○体験活動に必要な食材購入費 ※参加者1名当たりの上限額 宿泊を伴う場合 4,000円 宿泊を伴わない場合 2,000円	○事業とは直接関係の無い経常的な経費 例)こども食堂の食材購入費等
	印刷製本費	○体験活動に必要な資料の印刷経費	○事業の成果報告書、団体等の広報誌等の印刷製本費 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費 例)こども食堂の広報チラシ等
役務費	通信運搬費	○郵便料、物品の運搬料	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	手数料	○振込手数料、配送手数料等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	保険料	○傷害保険その他損害保険の保険料等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
使用料及び賃借料	-	○施設使用料・入場料 ○車両等の借り上げ料 ○駐車料金 ○高速道路・有料道路利用料金	○事業とは直接関係の無い経常的な経費 ○契約の相手方が補助事業者自身である契約(自己契約)に係る経費